

## 貸付金の手続き（詳細版）

- 1 「浄化槽設置整備事業資金貸付申請書」に以下の書類を添付して提出してください。  
※補助金の申請と同時に提出してください。

※苦小牧市の工事指定業者による代行提出が可能です。

- ①申請者（納入代理人）及び連帯保証人の収入状況を確認できる書類（課税証明書）

※1か月以内に発行されたもの

※申請者（納入代理人）及び連帯保証人となる方が市役所2階の税制課または勇払・のぞみの各出張所、もしくは豊川・住吉・沼ノ端・駅前各証明取扱所にて取り寄せてください。

※納入代理人及び連帯保証人が親族であり、市外にお住まいの場合は、お住まいの市町村にて取り寄せてください。

- ②納入代理人及び連帯保証人の道市民税、固定資産税等の完納していることを証する書類（納税証明書）

※納入代理人を立てない場合は連帯保証人のみの納税証明書が必要です。

※納入代理人及び連帯保証人が市役所2階の税制課または勇払・のぞみの各出張所、もしくは豊川・住吉・沼ノ端・駅前各証明取扱所にて取り寄せてください。

※納入代理人及び連帯保証人が親族であり、市外にお住まいの場合は、お住まいの市町村にて取り寄せてください。

- ③排水設備等工事費見積内訳書（様式第2号）

※業者が用意

- ④排水設備及び水洗化改造図面

※業者が用意

- 2 書類審査後、「浄化槽設置整備事業資金貸付決定通知書」にて通知いたしますので、通知を受けた後、60日以内に設置工事を完了させてください。

- 3 設置工事完了後、30日以内に「工事完了届」に以下の書類を添付して提出してください。

※苦小牧市の工事指定業者による代行提出が可能です。

①～④の添付書類は業者が用意

- ①排水設備等工事費実績内訳書（様式第6号）

- ②排水設備（放流設備含む）・水洗化に関する完成図面

- ③施工状況写真

- ④排水設備等工事検査確認書（様式第7号）

- 4 書類審査、現地確認後、貸付額を確定し、「浄化槽設置整備事業資金貸付確定通知書」にて通知いたします。

- 5 通知を受けた後、「浄化槽設置整備事業資金貸借契約書」に申請者（納入代理人）及び連帯保証人の印鑑登録証明証を添付して提出し、申請者と市とで貸借契約を締結します。

◎契約の締結は契約者本人（納入代理人）と直接行います。業者の代行は出来ませんのでご了承願います。

※契約の締結に沼ノ端まで行くのが困難な方は、ご相談ください。日時と場所を決めて、お伺いします。

※印鑑登録証明証は発行日より3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明証は、申請者（納入代理人）及び連帯保証人となる方が市役所1階の住民課または勇払・のぞみの各出張所、もしくは豊川・住吉・沼ノ端・駅前の各証明取扱所にて取り寄せてください。

※納入代理人及び連帯保証人が親族であり、市外にお住まいの場合は、お住まいの市町村にて取り寄せてください。

- 6 貸借契約締結後、「貸付金請求書」を提出してください。

※契約締結時にご提出いただいても構いません。

※ご本人様の提出となります。

- 7 ご指定の金融機関に補助金をお振込みいたします。

- 8 翌月よりご返済開始

※毎月初めに納入書をご郵送いたしますので、毎月25日までに市内金融機関または、勇払・のぞみ各出張所にてご返済ください。（土日祝の場合は翌日）